

徳島県告示第十七号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、徳島県南部総合県民局阿南庁舎において、令和七年一月十日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年一月十日

徳島県知事 後藤 田 正 純

道路の種類 県道

整理 番号	路線名	区 間	新旧 の別	敷 地 の 幅 員 （メートル）	延 長 （メートル）
200	蒲生田福井	阿南市椿町加茂前六〇番 七地先から 同 三二番 六地先まで	旧	五・三丁六・八	一〇三・二
		阿南市椿町加茂前六〇番 七から 同 三二番 六地先まで	新	五・八丁七・四	一〇三・二